



野良猫に餌やりする近所の人に 餌やりをやめさせ、 損害賠償等を請求したい場合は？

相談者の気持ち

近所の人野良猫に餌をあげるため、地域に野良猫が増え、自宅の庭にふん尿をされたり、車に傷を付けられたりして困っています。餌やりをやめさせ、損害賠償等を請求することはできますか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか



法律的な結論だけをいえば、差し止め請求や損害賠償請求はできません。

細かい説明は省きますが、単純に言えば、不必要に他人に迷惑をかける行為は、民法上の不法行為というものに該当し、損害賠償請求できる場合が多いのです（民法709条）。

実際に、金銭賠償を認めた裁判例もあります（東京地裁立川支部平成22年5月13日判決、福岡地裁平成27年9月17日判決など）。その前提としては、相手方（近所の人）が餌を与えていること、増えてしまった野良猫のために自宅の庭が汚されたことなどの証拠が必要になります。

ただ、近所同士の関係であれば、面と向かって餌やりを注意することも心理的には難しい場合もあるでしょう。また、注意しても「私は猫好きで、空腹の猫が可哀想」とか「あなたは動物愛護の精神がないのか」などと返答されてしまう場合もあり、注意が有効でない場合も多いはず。逆恨みされただけに終わる場合も多いでしょうし、これがこじれて刃傷事件にでもなったら大変です。まして、訴訟を起こすことまではためられることでしょう。



そこで、実務的には、個人が個人に対して注意するというよりも、まずは自治体や自治会・町内会等に相談してみることを考えてはいかがでしょうか。

自治体や自治会・町内会等が餌やりをしている人にどういう根拠で注意できるかは法的に考え出すと難しい面があるのですが、それでも「動物の愛護^{およ}及び管理に関する法律」や条例等に基づいて、自治体が餌やりをしている人の確認を行い、飼い主のいない猫との適正なかかわり方について助言や指導をしてくれる場合などがあります。町の美化は自治体の責務であるからです。

条例で無用の餌やりには罰則を定めている自治体もあるようです。また、自治体によっては、猫の譲渡活動や地域猫活動^{*}の支援、超音波式猫回避装置・猫の捕獲器（不妊去勢手術の実施を目的とした猫の捕獲に限る）等の貸し出しを行っている所もあります。

これは全国一律の定めがあるわけではなく、各自治体の定めるところによります。したがって、自治体によって対応は異なります。しかし、行って見る価値はありますので、まずはご自分の住んでいる自治体等に相談してみてください。

* 飼い主のいない猫によるふん尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題としてとらえ、野良猫を排除するのではなく、地域住民や自治会等の理解のもと、ボランティアグループ等が主体となって、不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理など、野良猫を適正に管理していく活動